

意見募集要領

次の「佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）素案」について、皆様の御意見（情報・専門的知識）を募集します。

1 名称

佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）素案

2 案の趣旨・目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～7年度）を策定しています。

本計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）に変更するものです。

3 案の内容

別紙 佐伯市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）素案 参照

4 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名（法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名）を明記してください。

（1）直接、書面を提出する場合

佐伯市役所 総合政策部 政策企画課の事務所に提出してください。

（2）はがき又は書面を郵送する場合

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 総合政策部 政策企画課

（3）ファクシミリの場合

総合政策部 政策企画課 （0972-22-3124）

（4）電子メールの場合

総合政策部 政策企画課 （sseisaku@city.saiki.lg.jp）

5 募集期間

令和7年12月22日（月曜日）から令和8年1月22日（木曜日）まで

6 提出された意見の取扱い

（1）皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。

（2）最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。

（3）御意見に対する個別の回答はいたしません。

（4）この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

7 問い合わせ先

佐伯市役所 総合政策部 政策企画課（本庁舎5階）

直通電話 （0972-22-4104）

Eメール：sseisaku@city.saiki.lg.jp